

平成30年4月27日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

一般社団法人 信託協会

「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「投資家と企業の対話ガイドライン（案）」（3/26公表）に係る意見

質問	該当箇所	意見・質問・確認事項等	理由
1	5-1	「運用の専門性（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう」とあるが、本ガイドライン案において、アセットオーナーに期待する機能とは、具体的にはどのような内容が想定されているのか。	本ガイドラインを踏まえ、運用機関が発行体・事業主との間で対話を進めるに当たり、対話のポイントを明確にした上で認識を共有し実施することが望ましいため。
2	—	基金にはスチュワードシップ活動を進めることが求められているものと理解しているが、本ガイドラインの記載の背景として、基金が行うスチュワードシップ活動として具体的にどのような行動が想定されているのか。基金自らが投資先の発行体との対話を行うことも想定されているのか。	1と同様。
3	注釈5	「こうした取組みにより母体企業と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているかについても留意が必要である」とあるが、ここで、「利益相反」とは、具体的にどのような状況や内容があると考えられるのか。	フォローアップ会議において、利益相反に関する議論が、必ずしも具体的な内容等にまで及んでいないのではないかと思われ、留意すべき「利益相反管理」について解釈が分かれるものと思われるため。

以 上